



医療安全管理室



医療安全管理室は2019年7月に医療安全対策と感染管理の実施に向けて組織横断的に関わる部署として看護部内に設置されました。医療安全管理委員会・感染防止対策委員会の各委員長の指示のもと独立した機能・権限を持ち活動してきましたが、2022年6月より、病院長直下の部門として機構が変更されました。医療安全管理室は「医療安全対策室」と「感染防止対策室」で構成され、医療安全管理室副室長(看護師)1名、医療安全管理者(看護師)1名、感染管理認定看護師1名、臨床工学技士1名が専従配置されており、それぞれ医師の室長(専任)のもと、院内各部署・各職種と連携して医療に係る安全性の向上に努めています。

医療安全対策室：インシデント・アクシデント事例の把握・分析・改善策の検討・実施評価により安全対策の強化を図っています。院内ラウンドによる情報収集や現場教育、また事例分析の結果から安全向上のための仕組みづくりや医療安全便りの発行、研修等を通して、職員の医療安全意識の向上、安全文化の醸成を目指しています。

また、臨床工学技士は2022年4月より常勤採用となり、医療機器安全管理責任者の指導のもと専門的な知識・技術を活用して医療機器の中央管理や定期点検の実施など、医療機器の安全性向上に力を注いでいます。

感染防止対策室：感染症発生の未然防止、発生時の迅速かつ適切な対応、病棟等の定期的なラウンド・研修を通じた職員教育、サーベイランス事業への参加等、医療関連感染防止の強化を図っています。また、病院のみならず愛全会グループ全体の感染防止対策に関するコンサルテーションやワクチン接種にも対応しています。